

工場・店舗等非住家の被害に対する見舞金のお知らせ

令和8年9月名古屋豪雨により被害を受けられた工場・店舗等の非住家を所有または賃借し、事業を行っている事業者の方に、次のように見舞金が支給されます。

1 支給対象

市内で事業を営み、

① 建物に半壊以上(※)の被害のあった事業者

または

※ 損傷程度20%以上。準半壊や一部損壊は該当しません。

② 建物におおむね50cm以上の浸水があり、機械等の設備

または商品等に被害のあった事業者

2 支給額

1事業者あたり 50,000円

3 支給方法

原則として口座振替

4 受付期間

令和8年10月21日(水)から令和8年12月28日(月)まで

5 お申し出・お問合せ先

被害のあった事業所の所在地の区役所総務課 または

災害見舞金(非住家)申出フォーム 名古屋市電子申請サービス

<https://www.city.nagoya.jp/bousaiportal/shien/1053805/1054624.html>

名古屋市

